

海外における有機JASほ場の面積（令和5年3月31日現在）令和6年6月掲載

- ・ この調査結果は国内及び外国の登録認証機関の協力を得て、海外における有機ほ場の面積を取りまとめたものです。
- ・ JAS法施行規則に基づき報告のあった登録認証機関7機関及び登録外国認証機関17機関の有機ほ場の面積を取りまとめました。
- ・ 令和3年の報告から、有機飼料及び有機畜産物に係るほ場についても報告を求めており、牧草地等に追加しています。

	合計 (①+②+⑦)	①田	②畑 (③+④+⑤+⑥)	③普通畑	④樹園地	⑤牧草地	⑥茶畑	⑦その他
合計(ha)	3,008,399	4,639	1,355,076	564,635	683,036	359	107,045	1,648,684

※小数点以下は四捨五入しました。したがって、合計と内訳が一致しない場合があります。

【ほ場の種類の分類について】

- 田
- 田とは、たん水設備（けい畔など）とこれに所用の用水を供給しうる設備（用水源・用水路）を有する耕地をいう。
- 畑
- 田以外の耕地をいい、通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地、牧草地及び茶畑を含む。
- 普通畑
- 畑のうち樹園地、牧草地及び茶畑を除いた畑。
- 樹園地
- 果樹などの木本性作物を1a以上集団的（規則的、連続的）に栽培する畑をいう。
なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。
- 牧草地
- 牧草地とは、牧草の栽培を専用とする畑をいう。
- 茶畑
- 茶畑とは、茶樹の栽培を専用とする畑をいう。
- その他
- 採取場
- きのこ栽培における採取場等。
- 栽培場
- きのこやスプラウト等の栽培場。

※田（水稻）の輪作及び裏作で農産物を生産したほ場については、田にカウントしています。

※転換期間中も統計調査の対象としました。